

## 第 3 章 ごみ処理基本計画

### 第 1 節 ごみ処理の現状と課題

#### 1. ごみ処理体制

本圏域では表 3-1-1 に示すとおり、ごみの発生抑制及び集団回収などのごみ減量化への支援・啓発などは、本組合と構成市町が連携して行っています。排出されたごみの収集・運搬から中間処理、最終処分については、本組合で総合的に行っています。

表 3-1-1 ごみ処理体制

| 項 目       | 主 体                | 内 容                              |
|-----------|--------------------|----------------------------------|
| 発生抑制・減量化等 | 構成市町<br>秩父広域市町村圏組合 | 発生抑制に関する啓発及び集団回収等の排出抑制に関する支援・啓発等 |
| 収集・運搬     | 秩父広域市町村圏組合         | 圏域内全域での収集・運搬                     |
| 中間処理      | 秩父広域市町村圏組合         | 焼却処理、資源化处理                       |
| 最終処分      | 秩父広域市町村圏組合         | 最終処分場における埋立処分                    |

#### 2. ごみ処理フロー

収集されたごみは、ごみの種類ごとに図 3-1-1 に示すように資源化や処理・処分を行っています。

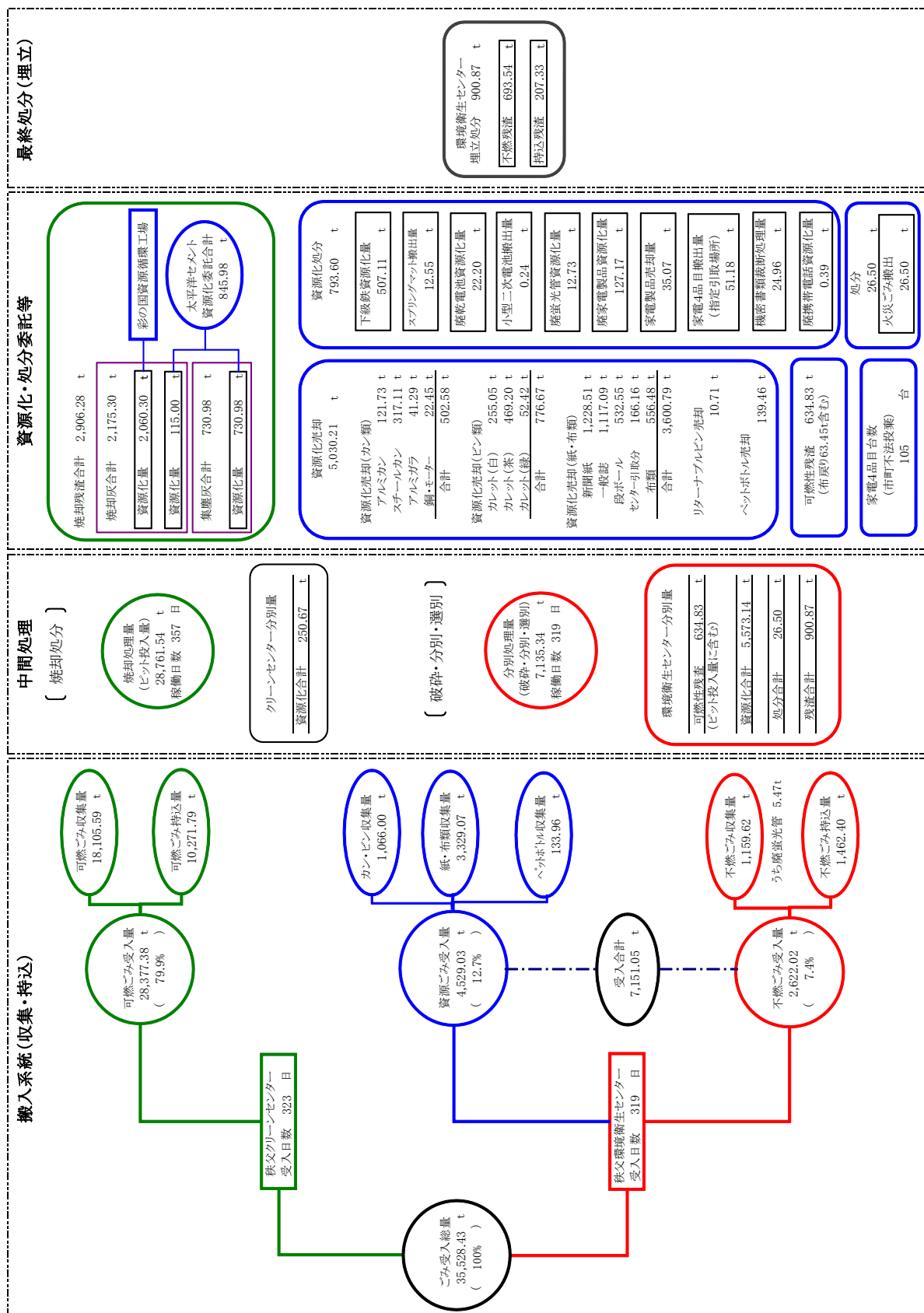


図 3-1-1 ごみ処理フロー (平成 21 年度)

### 3. 排出抑制・再資源化の現状

#### (1) 構成市町主体の排出抑制・再資源化事業

構成市町では、ごみの排出抑制及び再資源化を図るための活動として、育成会、婦人会、老人クラブ等住民団体が主体となって実施している資源回収に対し、回収量に応じた報償金の交付を行っています。また、生ごみ処理容器等の購入に際して補助を行っています。

資源回収事業の概要と実績を表3-1-2、生ごみ処理容器等の補助事業の概要と実績を表3-1-3に示します。

なお、表3-1-2に示す資源回収事業によって回収された資源物量を本計画では総称して集団回収量とします。

表3-1-2 資源回収事業の概要と実績

|         |                                                  |      |             |             |
|---------|--------------------------------------------------|------|-------------|-------------|
| 市 町 名   | 秩父市                                              |      |             |             |
| 事 業 名   | 有価物回収事業報奨金（報償費）                                  |      |             |             |
| 事 業 内 容 | 育成会等住民団体による有価物回収事業登録団体が有価物を回収した量に対し、報償金を交付（キロ8円） |      |             |             |
|         | 件数                                               | キロ単価 | 重量          | 金額          |
| 17年度    | 61件                                              | 8円   | 1,502,228kg | 12,017,824円 |
| 18年度    | 94件                                              | 8円   | 2,004,195kg | 16,033,560円 |
| 19年度    | 106件                                             | 8円   | 1,958,800kg | 15,670,400円 |
| 20年度    | 111件                                             | 8円   | 1,925,764kg | 15,406,112円 |
| 21年度    | 115件                                             | 8円   | 1,917,607kg | 15,340,856円 |

|         |                                                                                                                       |      |           |            |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----------|------------|
| 市 町 名   | 横瀬町                                                                                                                   |      |           |            |
| 事 業 名   | 横瀬町有価物回収事業                                                                                                            |      |           |            |
| 事 業 内 容 | 有価物回収事業団体として登録した青少年育成会等の地域住民団体が回収した有価物を有価物回収事業取扱登録業者によって再生資源化した場合に報償金を交付（報奨金の額は、平成21年度6月まで8円/kg、同年7月からは回収事業団体のみ5円/kg） |      |           |            |
|         | 件数                                                                                                                    | キロ単価 | 重量        | 金額         |
| 17年度    | 20件                                                                                                                   | 8円   | 219,377kg | 1,755,016円 |
| 18年度    | 20件                                                                                                                   | 8円   | 224,090kg | 1,792,720円 |
| 19年度    | 18件                                                                                                                   | 8円   | 210,588kg | 1,684,704円 |
| 20年度    | 17件                                                                                                                   | 8円   | 199,991kg | 1,599,928円 |
| 21年度    | 17件                                                                                                                   | —    | 193,557kg | 1,279,056円 |

|         |                                  |      |           |             |
|---------|----------------------------------|------|-----------|-------------|
| 市 町 名   | 皆野町                              |      |           |             |
| 事 業 名   | 皆野町有価物回収事業                       |      |           |             |
| 事 業 内 容 | 子供会、育成会（キロ 6 円）<br>前期、後期の年 2 回交付 |      |           |             |
|         | 件数                               | キロ単価 | 重量        | 金額          |
| 17 年度   | 25 件                             | 6 円  | 220,999kg | 1,325,994 円 |
| 18 年度   | 25 件                             | 6 円  | 216,373kg | 1,298,238 円 |
| 19 年度   | 22 件                             | 6 円  | 193,438kg | 1,160,628 円 |
| 20 年度   | 22 件                             | 6 円  | 200,403kg | 1,202,418 円 |
| 21 年度   | 23 件                             | 6 円  | 190,837kg | 1,145,022 円 |

|         |                                                                                                       |       |          |           |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|----------|-----------|
| 市 町 名   | 長瀬町                                                                                                   |       |          |           |
| 事 業 名   | 長瀬町有価物回収事業                                                                                            |       |          |           |
| 事 業 内 容 | 子供会育成会、婦人会、老人クラブ、PTA 等（キロ 2.5 円）<br>前期、後期の年 2 回交付<br>紙類（古紙・牛乳パック）、金属類（スチール、アルミ）、ビン類（雑<br>ビン、生きビン）、布類他 |       |          |           |
|         | 件数                                                                                                    | キロ単価  | 重量       | 金額        |
| 17 年度   | 7 件                                                                                                   | 2.5 円 | 71,091kg | 177,726 円 |
| 18 年度   | 8 件                                                                                                   | 2.5 円 | 67,580kg | 168,950 円 |
| 19 年度   | 6 件                                                                                                   | 2.5 円 | 58,596kg | 146,490 円 |
| 20 年度   | 5 件                                                                                                   | 2.5 円 | 51,533kg | 128,832 円 |
| 21 年度   | 5 件                                                                                                   | 2.5 円 | 65,025kg | 162,562 円 |

|         |                                                                   |       |           |           |
|---------|-------------------------------------------------------------------|-------|-----------|-----------|
| 市 町 名   | 小鹿野町                                                              |       |           |           |
| 事 業 名   | 廃品回収報奨金                                                           |       |           |           |
| 事 業 内 容 | 子供会、環境団体、PTA 等（キロ 1.9 円、実施回数×1,500 円、<br>均等割 5,000 円）※100 円未満切り捨て |       |           |           |
|         | 件数                                                                | キロ単価  | 重量        | 金額        |
| 18 年度   | 8 件                                                               | 1.9 円 | 210,442kg | 269,500 円 |
| 19 年度   | 8 件                                                               | 1.9 円 | 201,050kg | 255,700 円 |
| 20 年度   | 8 件                                                               | 1.9 円 | 238,338kg | 292,900 円 |
| 21 年度   | 10 件                                                              | 1.9 円 | 230,924kg | 303,000 円 |

表 3-1-3 生ごみ処理容器等補助事業の概要と実績

|         |                                                                                                 |           |           |           |           |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 市 町 名   | 秩父市                                                                                             |           |           |           |           |
| 事 業 名   | 秩父市電動生ごみ処理機設置費補助金                                                                               |           |           |           |           |
| 事 業 内 容 | 電動生ごみ処理機（生ごみ処理機 1 基につき購入価格の 2 分の 1(100 円未満の端数を切り捨てて得た額)以内とし、上限を 2 万円、1 世帯 1 基) ※平成 22 年度から補助を廃止 |           |           |           |           |
|         | 17 年度                                                                                           | 18 年度     | 19 年度     | 20 年度     | 21 年度     |
| 基 数     | 86 基                                                                                            | 41 基      | 46 基      | 34 基      | 53 基      |
| 金 額     | 1,377,180 円                                                                                     | 815,905 円 | 698,500 円 | 671,300 円 | 994,300 円 |

|         |                                                                                                  |           |          |          |          |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|----------|----------|----------|
| 市 町 名   | 横瀬町                                                                                              |           |          |          |          |
| 事 業 名   | 横瀬町生ごみ処理容器等設置費補助金                                                                                |           |          |          |          |
| 事 業 内 容 | 容器等 1 基につき本体価額の 2 分の 1(100 円未満の端数を切り捨てて得た額)以内とし、最高 1 万円を限度とする。1 世帯につき 2 基までとする。(コンポスト、電気式の区分はなし) |           |          |          |          |
|         | 17 年度                                                                                            | 18 年度     | 19 年度    | 20 年度    | 21 年度    |
| 基 数     | 7 基                                                                                              | 17 基      | 6 基      | 6 基      | 1 基      |
| 金 額     | 52,700 円                                                                                         | 137,600 円 | 51,750 円 | 35,727 円 | 10,000 円 |

|         |                                                                                                            |           |          |          |           |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|----------|----------|-----------|
| 市 町 名   | 皆野町                                                                                                        |           |          |          |           |
| 事 業 名   | 皆野町生ごみ処理機器設置費補助金                                                                                           |           |          |          |           |
| 事 業 内 容 | コンポスト式の補助対象限度基数は 2 基（1 基につき 1 万円まで）まで、電気式は 1 基（1 基につき 2 万円まで）とする。ただし、設置後 5 年を経過し、新たに処理機器を更新しようとする場合も同様とする。 |           |          |          |           |
|         | 17 年度                                                                                                      | 18 年度     | 19 年度    | 20 年度    | 21 年度     |
| 基 数     | 9 基                                                                                                        | 13 基      | 6 基      | 6 基      | 13 基      |
| 金 額     | 129,366 円                                                                                                  | 119,172 円 | 63,624 円 | 55,395 円 | 158,560 円 |

|         |                                                                                                  |          |          |          |         |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------|----------|---------|
| 市 町 名   | 長瀬町                                                                                              |          |          |          |         |
| 事 業 名   | 長瀬町生ごみ処理機購入設置費補助金                                                                                |          |          |          |         |
| 事 業 内 容 | コンポスト式、電気式を対象とし、処理機 1 基につき購入設置に要する経費の 3 分の 1(100 円未満の端数を切り捨てて得た額)以内とし、最高 1 万円を限度とする。1 世帯主 2 基以内。 |          |          |          |         |
|         | 17 年度                                                                                            | 18 年度    | 19 年度    | 20 年度    | 21 年度   |
| 基 数     | 2 基                                                                                              | 7 基      | 5 基      | 2 基      | 2 基     |
| 金 額     | 20,000 円                                                                                         | 62,900 円 | 50,000 円 | 20,000 円 | 2,200 円 |

## (2) 住民啓発

ごみの減量化と再資源化の促進には、組合、構成市町、住民、事業者の相互協力が不可欠であるため、啓発活動を継続して行っています。

また、再資源化を促進するため、秩父市では表 3-1-4 に示すようにごみステーションに出された資源ごみの回収量に応じた報奨金を交付し、分別の徹底を推進しています。

表 3-1-4 秩父市の取組み

| 市 町 名   | 秩父市                                                    |                    |             |             |                  |
|---------|--------------------------------------------------------|--------------------|-------------|-------------|------------------|
| 事 業 名   | 町会資源ごみ収集報償金（報償費）                                       |                    |             |             |                  |
| 事 業 内 容 | 1 月 1 日～12 月 31 日までのごみステーションに出された資源ごみの回収量に対し、報償金を町会へ交付 |                    |             |             |                  |
|         | 件数                                                     | キロ単価               | 重量          | 金額          | 備考               |
| 17 年度   | 60 町会<br>101 区                                         | 1 円                | 2,390,790kg | 2,390,790 円 | 紙・布              |
| 18 年度   | 59 町会<br>101 区                                         | 1 円                | 2,389,050kg | 2,389,050 円 | 紙・布              |
| 19 年度   | 80 町会                                                  | 1 円                | 2,319,890kg | 2,319,890 円 | 紙・布              |
| 20 年度   | 80 町会                                                  | 1 円<br>(ペットボトル10円) | 2,935,390kg | 3,656,020 円 | 紙・布・カン・ビン・ペットボトル |
| 21 年度   | 80 町会                                                  | 1 円<br>(ペットボトル10円) | 2,711,340kg | 3,432,540 円 | 紙・布・カン・ビン・ペットボトル |

## (3) 組合主体の排出抑制・再資源化事業

本組合では、ごみの減量化及び再資源化を図るため、紙・布類（新聞紙、一般紙、段ボール、布類）、カン・ビン類（ドリンク類、酒類及び食料品の空きカン、空きビン）、ペットボトル（飲料用、酒類用、しょうゆ用の容器、調味料等）について資源ごみ収集を行っています。資源ごみの収集実績を表 3-1-5 に示します。

表 3-1-5 収集資源ごみ実績

単位：t／年

|         | 17 年度 | 18 年度 | 19 年度 | 20 年度 | 21 年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 紙 ・ 布 類 | 3,972 | 4,013 | 3,884 | 3,614 | 3,329 |
| カン・ビン類  | 1,396 | 1,276 | 1,210 | 1,116 | 1,066 |
| ペットボトル  | —     | 118   | 131   | 134   | 134   |
| 計       | 5,368 | 5,407 | 5,225 | 4,864 | 4,529 |

## (4) 排出抑制・再資源化の現状

圏域内の市町で行われている集団回収実績を表 3-1-6 に示します。また、組合主体で行っている資源化実績を表 3-1-7 に示します。

これらを合わせた圏域内の資源化の現状は表 3-1-8 に示すとおり、平成 20 年度で 29.8% であり、全国平均の 20.3%（「日本の廃棄物処理」平成 20 年度版（環境省））を大きく上回っています。

表 3-1-6 集団回収実績

単位：t／年

|         | 17 年度 | 18 年度 | 19 年度 | 20 年度 | 21 年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 秩 父 市   | 1,502 | 2,004 | 1,959 | 1,926 | 1,918 |
| 横 瀬 町   | 219   | 224   | 211   | 200   | 194   |
| 皆 野 町   | 221   | 244   | 193   | 200   | 191   |
| 長 瀬 町   | 71    | 68    | 59    | 52    | 65    |
| 小 鹿 野 町 | —     | 111   | 106   | 125   | 122   |
| 計       | 2,013 | 2,651 | 2,528 | 2,503 | 2,490 |

表 3-1-7 組合資源化実績

単位：t／年

|               | 17 年度  | 18 年度  | 19 年度  | 20 年度  | 21 年度  |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| クリーンセンター資源化量  | 1,093  | 1,159  | 3,026  | 2,872  | 2,906  |
| 環境衛生センター資源化量  | 6,901  | 6,895  | 6,697  | 6,332  | 5,826  |
| 計（中間処理後資源化量）  | 7,994  | 8,054  | 9,723  | 9,204  | 8,732  |
| 総 ご み 排 出 量   | 38,701 | 39,190 | 37,891 | 36,754 | 35,528 |
| 資 源 化 率 （ % ） | 20.7   | 20.6   | 25.7   | 25.0   | 24.6   |

資源化率（%）＝ 組合資源化量計 ÷ 総ごみ排出量 ×100

表 3-1-8 圏域の資源化現状

単位：t／年

|                   | 17 年度  | 18 年度  | 19 年度  | 20 年度  | 21 年度  |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 集 団 回 収 量         | 2,013  | 2,651  | 2,528  | 2,503  | 2,490  |
| 中 間 処 理 後 資 源 化 量 | 7,994  | 8,054  | 9,723  | 9,204  | 8,732  |
| 計（総資源化量）          | 10,007 | 10,705 | 12,251 | 11,707 | 11,222 |
| 総 ご み 発 生 量       | 40,714 | 41,841 | 40,419 | 39,257 | 38,018 |
| リサイクル率（%）         | 24.6   | 25.6   | 30.3   | 29.8   | 29.5   |



---

## 4. 収集・運搬の現状

---

### (1) 収集・運搬体制の現状

---

#### ① 収集・運搬体制

収集・運搬の実施主体は本組合です。収集・運搬体制は以下のとおりです。

- ・委託収集—— 家庭系ごみ（一部事業系ごみを含む）
- ・許可業者による収集—— 事業系ごみ（一部家庭系の粗大ごみを含む）

#### ② 計画収集区域

計画収集区域は、組合構成市町の行政区域全域です。

#### ③ 収集対象ごみの区分

収集対象ごみの区分は、表 3-1-9 に示すとおり 7 種類に分別しています。

表 3-1-9 ごみの区分

| 区分   | 主なもの     | 出し方                                                                                                                                                                           |
|------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ごみ   | 可燃ごみ     | <p>指定袋（緑色）を使用</p> <p>＊生ごみは水分をしっかりと切る。</p> <p>＊木片等は、太さ 3cm 以下、長さ 30cm 程度にして、土を取り除く。</p> <p>＊金属のついたものは、不燃ごみで出す。</p> <p>＊紙おむつは、汚物を取り除く。</p> <p>＊ロープ・ビニールホース等は、長さ 30cm 程度に切る。</p> |
|      | 不燃ごみ     | <p>指定袋（黄色）を使用</p> <p>＊ガラスなどは、危険のないよう新聞等に包み表示する。</p> <p>＊小型テレビは出せません。</p> <p>＊容器などは、残り物を取り除く。</p> <p>＊スプレー缶、卓上カセットボンベ等は、完全に使いきり、穴を開ける。（収集車の火災発生の原因となります。）</p>                  |
|      | 乾電池・ライター | <p>乾電池、ライター</p> <p>※小型充電式電池は電気店、スーパー等のリサイクルボックスへ</p>                                                                                                                          |
|      | 蛍光管・電球   | <p>直管（30W 以下）・蛍光管・電球</p> <p>購入したときの箱に入れ割らずに出す。</p> <p>＊30W を超える直管は、直接持ち込む。</p>                                                                                                |
| 資源ごみ | カン・ビン    | <p>カンとビンを別々にし、透明または半透明のポリ袋に入れ、口をしぼって出す。</p> <p>＊一升びんやビールびんは、販売店に返すか、地域の資源回収に出す。</p>                                                                                           |
|      | 紙・布      | <p>ひもで十文字にしぼり、不燃ごみ収集場所に出す。</p> <p>＊大雨（雪）等の場合は次回の収集に出す。</p> <p>＊小雨（雪）当の場合は濡らさないように、ビニール等を掛けて出す。</p> <p>＊牛乳パックは水洗いして開き、30枚程度にまとめて出す。</p>                                        |
|      | ペットボトル   | <p>キャップ・ラベルをはずし、中をきれいにし、つぶして出す。</p>                                                                                                                                           |

#### ④ 収集・運搬システムの概要

収集・運搬の概要は表 3-1-10 に示すとおりです。平成 18 年度よりペットボトルの分別収集を開始しました。

表 3-1-10 収集方法

| 区分   | 可燃ごみ        | 不燃ごみ        |              |            | 資源ごみ  |              |        |
|------|-------------|-------------|--------------|------------|-------|--------------|--------|
|      |             | 不燃ごみ        | 乾電池<br>・ライター | 蛍光管<br>・電球 | 紙・布類  | カン・ビン類       | ペットボトル |
| 収集形態 | 委託          | 委託          | 委託           | 委託         | 委託    | 委託           | 委託     |
| 収集頻度 | 2 回／週       | 1 回／月       | 3 回／月        | 2 回／月      | 2 回／月 | 2 回／月        | 2 回／月  |
| 収集方式 | ステーション      |             |              |            |       |              |        |
| 収集容器 | 指定袋<br>(緑色) | 指定袋<br>(黄色) | 透明袋・<br>半透明袋 | 購入時の<br>箱  | 紐掛け   | 透明袋・<br>半透明袋 | 専用ネット  |
| 排出時間 | ～8：00       | ～8：00       | ～8：00        | ～8：00      | ～8：00 | ～8：00        | ～8：00  |

#### ⑤ 有料化の状況

本圏域では、ごみの減量化と再資源化の推進を目的に、平成 8 年 7 月より有料指定ごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）制度を導入しました。制度導入当初は、大型と小型の 2 種類のごみ袋で行っていましたが、平成 17 年 7 月から、ごみ減量化に積極的に取り組んでいる方や少人数家庭の方などに対応した小型で低金額のごみ袋を追加するとともに、袋の取っ手を改良することにより利便性の向上を図りました。

この指定ごみ袋制度の導入により①ごみの減量化・資源化、②経費負担の公平性等、③ごみに対する住民意識の啓発、④収集作業の安全性・効率性の向上等の効果がありました。

これらの住民の減量努力に応えるとともに、住民の負担軽減等から平成 23 年 4 月より家庭系指定ごみ袋の価格を引き下げることとしました。

表 3-1-11 指定ごみ袋の概要

| 種 類       | 平成 8 年 7 月                      | 平成 17 年 7 月                    |
|-----------|---------------------------------|--------------------------------|
| 可 燃 ご み   | 小型袋 16 ㍻＝35 円                   | 小型袋 15 ㍻＝20 円                  |
| 不 燃 ご み   | 大型袋 24 ㍻＝50 円                   | 中型袋 20 ㍻＝35 円<br>大型袋 35 ㍻＝50 円 |
| 事 業 系 ご み | 可燃袋・不燃袋 60 ㍻＝110 円（定額月 2,000 円） |                                |
| 資 源 ご み   | 無料                              |                                |

## (2) 直接搬入の現状

本組合では、家庭からの一時多量ごみ及び事務所等から発生する一般廃棄物の直接搬入、ならびに許可業者搬入による事業系一般廃棄物及び家庭系粗大ごみを受け入れています。

表 3-1-1 2 施設搬入処理手数料

### 【一般廃棄物】

| 区 分                       | 単位  | 手 数 料                                                   |
|---------------------------|-----|---------------------------------------------------------|
| 一般家庭から生ずる多量の廃棄物<br>又は粗大ごみ | 1 回 | 100 キログラムまで 400 円（100 キログラムを超えたときは 10 キログラムごとに 40 円を加算） |
| 事業活動に伴い生ずるもの              | 1 回 | 100 キログラムまで 800 円（100 キログラムを超えたときは 10 キログラムごとに 80 円を加算） |
| 動物の死体<br>（犬、猫その他の小動物の死体）  | 1 体 | 400 円                                                   |

### 【産業廃棄物】

| 区 分                                                         | 単位  | 手 数 料                                                      |
|-------------------------------------------------------------|-----|------------------------------------------------------------|
| 固形状のもので、一般廃棄物と併せて<br>容易に処理することができ、かつ、一<br>般廃棄物の処理に支障のない量のもの | 1 回 | 100 キログラムまで 1,200 円（100 キログラムを超えたときは 10 キログラムごとに 120 円を加算） |

### (3) ごみの排出実績

本組合のごみ発生量の実績を表3-1-13に、推移を図3-1-2に示します。  
 集団回収を含む総ごみ発生量は平成18年度をピークに減少傾向にあります。

表3-1-13 ごみ発生量の実績

| 【秩父広域市町村圏組合】       |            | H17    | H18    | H19    | H20    | H21    |
|--------------------|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 家庭系ごみ (t)          |            | 25,499 | 25,834 | 25,027 | 24,517 | 23,794 |
|                    | 可燃ごみ (t)   | 18,882 | 19,119 | 18,557 | 18,477 | 18,105 |
|                    | 不燃ごみ (t)   | 1,249  | 1,308  | 1,245  | 1,176  | 1,160  |
|                    | 不燃ごみ (t)   | 1,208  | 1,276  | 1,213  | 1,144  | 1,133  |
|                    | 廃乾電池 (t)   | 26     | 26     | 26     | 26     | 22     |
|                    | 廃蛍光管 (t)   | 15     | 6      | 6      | 6      | 5      |
| 資源ごみ (t)           |            | 5,368  | 5,407  | 5,225  | 4,864  | 4,529  |
|                    | 紙・布類 (t)   | 3,972  | 4,013  | 3,884  | 3,614  | 3,329  |
|                    | カン・ビン類 (t) | 1,396  | 1,276  | 1,210  | 1,116  | 1,066  |
|                    | ペットボトル (t) | 0      | 118    | 131    | 134    | 134    |
| 事業系ごみ (t)          |            | 13,202 | 13,356 | 12,864 | 12,237 | 11,734 |
|                    | 可燃ごみ (t)   | 11,003 | 11,222 | 11,061 | 10,527 | 10,272 |
|                    | 不燃ごみ (t)   | 2,199  | 2,134  | 1,803  | 1,710  | 1,462  |
| 総ごみ排出量 (t)         |            | 38,701 | 39,190 | 37,891 | 36,754 | 35,528 |
| 集団回収 (t)           |            | 2,013  | 2,651  | 2,528  | 2,503  | 2,490  |
| 総ごみ発生量 (t)         |            | 40,714 | 41,841 | 40,419 | 39,257 | 38,018 |
| 一人1日当たりの総ごみ発生量 (g) |            | 953    | 991    | 967    | 950    | 930    |

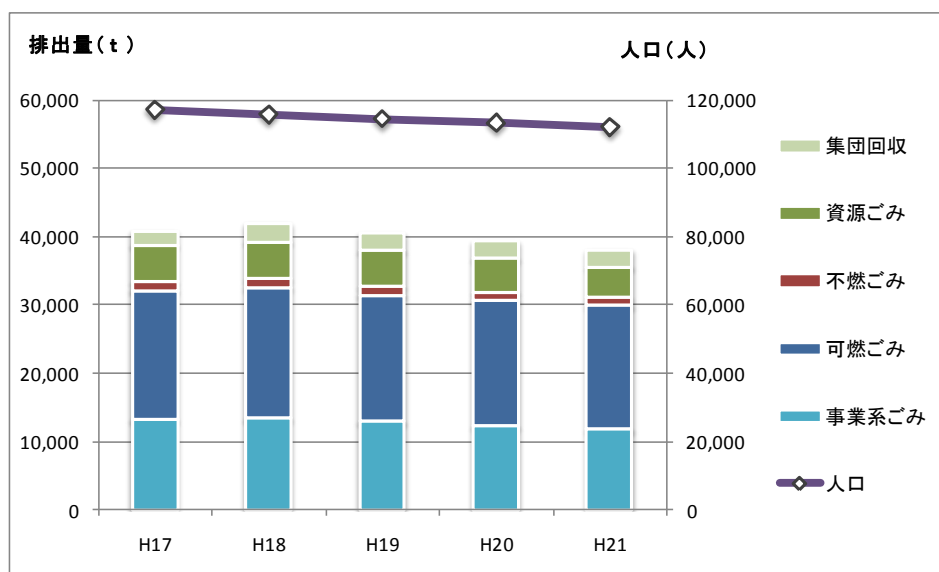


図3-1-2 ごみ発生量の推移

## 5. 中間処理の現状

本圏域で収集及び施設に搬入されたごみは、秩父クリーンセンター（組合施設）及び秩父環境衛生センター（ストックヤード・選別施設）（組合施設）ならびに秩父リサイクルセンター（秩父リサイクル事業協同組合施設）で中間処理しています。

可燃ごみは、秩父クリーンセンターで焼却処理を行っています。焼却残渣（焼却灰・集じん灰）は、彩の国資源循環工場及び太平洋セメント熊谷工場に委託し、全量資源化処理をしています。

不燃ごみは、秩父リサイクルセンターにおいて破袋、選別し、可燃ごみ、資源ごみの選別処理を行っています。カン・ビン類は、秩父リサイクルセンターにて鉄、アルミ、カレット（白、茶、緑）に選別し資源化をしています。これらの選別後に発生する不燃残渣は、本組合の秩父環境衛生センター内の最終処分場にて埋立処分しています。

収集した紙・布類はストックヤードで一時保管し、売却しています。ペットボトルは、圧縮梱包施設において処理したのち指定法人（日本容器包装リサイクル協会）に引き渡しています。

廃乾電池、廃蛍光灯、廃家電（家電リサイクル法対象４品目以外）、下級鉄、スプリングマットは、処理困難物として委託処理しています。

中間処理の概要を図３－１－３に示します。

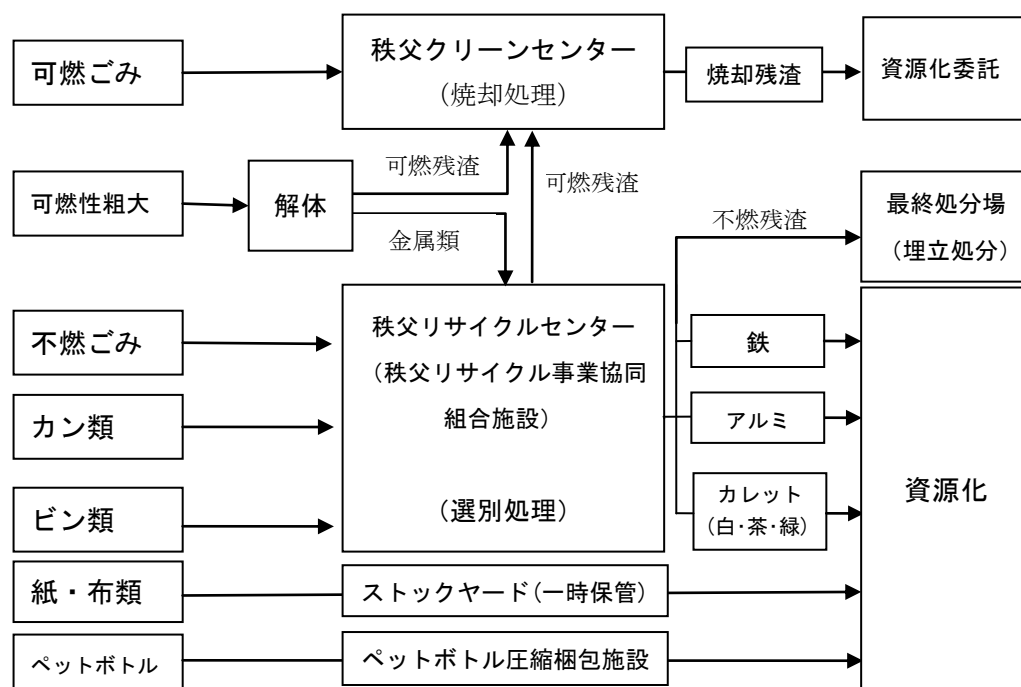


図３－１－３ 中間処理の概要

## (1) 中間処理施設の概要

### ① 焼却処理施設

焼却処理施設の概要を表 3-1-1 4 に示します。

表 3-1-1 4 焼却処理施設の概要

|         |             |                                                                                      |
|---------|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 施 設 名 称 |             | 秩父クリーンセンター                                                                           |
| 所 在 地   |             | 埼玉県秩父市栃谷 1477 番地                                                                     |
| 敷 地 面 積 |             | 44,341 m <sup>2</sup>                                                                |
| 稼 働 年 月 |             | 平成 9 年 8 月                                                                           |
| 建 設 費   |             | 8,961,000 千円                                                                         |
| 処 理 能 力 |             | 150t／24h (75t／24h×2 炉)                                                               |
| 炉 形 式   |             | 全連続燃焼式ストーカ炉                                                                          |
| 工 場 棟   |             | 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地下 2 階、地上 5 階<br>建築面積：3,454 m <sup>2</sup> 、延床面積：9,985 m <sup>2</sup> |
| 煙 突     |             | 59m                                                                                  |
| 設備概要    | 受 入 供 給 設 備 | ごみ計量器 (30t)、ごみピット (有効 3,000 m <sup>3</sup> )、<br>ごみクレーン (定格 1.29t)                   |
|         | 燃 焼 設 備     | 燃焼装置 (揺動階段火格子)                                                                       |
|         | 燃焼ガス冷却設備    | ボイラ (自然循環式水管ボイラ)、純水装置                                                                |
|         | 排ガス処理設備     | 調温塔、バグフィルタ、有害ガス除去装置                                                                  |
|         | 余 熱 利 用 設 備 | 白煙防止装置、場内暖房・給湯                                                                       |
|         | 通 風 設 備     | 押込送風機、誘引通風機                                                                          |
|         | 灰 出 し 設 備   | 灰押出装置、灰ピット (有効 153 m <sup>3</sup> )、灰クレーン (定<br>格 1.8 t)                             |
|         | 排 水 処 理 設 備 | ごみピット排水処理装置、場内無機系・有機系排水処<br>理装置                                                      |
| 稼働状況    | 稼 働 日 数     | 平成 21 年度 357 日                                                                       |
|         | 焼 却 量       | 平成 21 年度 28,762 t                                                                    |
|         | 資 源 化       | セメント原料 (焼却灰、集じん灰)、人工砂 (焼却灰)                                                          |

## ② 不燃ごみ・資源ごみ処理施設

秩父環境衛生センター内にある秩父リサイクルセンター、ペットボトル圧縮梱包施設、ストックヤードで、資源ごみ及び不燃ごみの選別等の中間処理を実施しています。不燃ごみ・資源ごみ処理施設の概要を表 3-1-15 に示します。

表 3-1-15 不燃ごみ・資源ごみ処理施設の概要

| 施 設 名 称 |         | 秩父環境衛生センター<br>(ストックヤード・選別施設)            |
|---------|---------|-----------------------------------------|
| 所 在 地   |         | 埼玉県秩父市山田 1100 番地                        |
| リサイクル施設 | 名 称     | 秩父リサイクルセンター（秩父リサイクル事業協同組合施設）（民設・民営）     |
|         | 稼 働 年 月 | 昭和 61 年 3 月                             |
|         | 敷 地 面 積 | 1,747 m <sup>2</sup>                    |
|         | 対 象 品 目 | 収集された不燃ごみ・資源ごみからの金属類・ビン類の選別・梱包・搬出       |
|         | 名 称     | ペットボトル圧縮梱包施設（組合施設）                      |
|         | 稼 働 年 月 | 平成 18 年 4 月                             |
|         | 処 理 形 式 | 減容圧縮＋バール梱包                              |
|         | 処 理 能 力 | 2 t / 日                                 |
| ストックヤード | 名 称     | ストックヤード（組合施設）                           |
|         | 構 造     | 鉄骨造 4 棟                                 |
|         | 対 象 品 目 | 施設へ搬入された不燃ごみからの金属類、家電製品等の抽出・保管・搬出       |
| 資 源 化   |         | カン・ビン類、紙・布類、ペットボトル、下級鉄、廃乾電池、廃蛍光管、廃家電製品等 |

## （２）運転体制

本組合の各処理施設における人員及び運転体制は、表 3-1-16 に示すとおりです。両施設とも、施設総括管理及び搬入受付（計量）等を組合職員が行い、クリーンセンターの運転、並びに環境衛生センターのストックヤードの管理は委託職員が行っています。



表 3-1-16 人員及び勤務体制(平成 22 年 4 月 1 日現在)

| 秩父クリーンセンター 人員        |                         |      | 運転体制 (民間委託)                                                                                                                                                            |
|----------------------|-------------------------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 組合職員<br>(6 名)        | 所長                      | 1 名  | 勤務体制<br>2 直 4 班<br>勤務時間<br>日勤 : 8 : 30 ~ 17 : 15<br>1 直 : 8 : 30 ~ 18 : 30<br>2 直 : 18 : 15 ~ 8 : 45<br>受入時間<br>月 ~ 土、毎月第三日曜日<br>9 : 00 ~ 12 : 00<br>13 : 00 ~ 16 : 00 |
|                      | 副所長                     | 1 名  |                                                                                                                                                                        |
|                      | 施設維持管理                  | 2 名  |                                                                                                                                                                        |
|                      | 計量・搬入指導                 | 2 名  |                                                                                                                                                                        |
| 委託 (23 名)<br>(運転管理等) | 総括責任者                   | 1 名  |                                                                                                                                                                        |
|                      | プラント整備班<br>(所長代理 1 名含む) | 3 名  |                                                                                                                                                                        |
|                      | プラント運転班<br>(2 交代 4 班)   | 16 名 |                                                                                                                                                                        |
|                      | 廃棄物受入班                  | 3 名  |                                                                                                                                                                        |

| 秩父環境衛生センター 人員              |                                       |     | 運転体制 (直営)                                                                                                          |
|----------------------------|---------------------------------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 組合職員<br>(7 名)              | 所長                                    | 1 名 | 勤務体制<br>1 直 1 班<br>勤務時間<br>日勤 : 8 : 30 ~ 17 : 15<br>受入時間<br>月 ~ 土、毎月第三日曜日<br>9 : 00 ~ 12 : 00<br>13 : 00 ~ 16 : 00 |
|                            | 副所長                                   | 1 名 |                                                                                                                    |
|                            | 計量                                    | 1 名 |                                                                                                                    |
|                            | 施設維持管理                                | 4 名 |                                                                                                                    |
| 委託 (7 名)<br>(ストックヤード管理業務等) | ストックヤード<br>(粗大ごみ、紙・布類、<br>廃家電製品) 管理業務 | 7 名 |                                                                                                                    |
|                            | 運搬業務・車両管理                             |     |                                                                                                                    |

### (3) 施設の状況

---

秩父クリーンセンターの状況について、精密機能検査報告書（平成 22 年 3 月）の総合所見を抜粋します。

#### 総合所見

本施設は竣工後 13 年目を迎えており、プラント設備の耐用年数は一般的に 15～20 年程度であることから、今後の長期稼働に向けて基幹的設備の更新を含めた維持補修計画を検討、立案すべき時期にある。

現状では、施設全般の状況は比較的良好で、焼却炉本体、ボイラ、バグフィルタ、送風機類等の主要機器について著しく摩耗、損傷している箇所はない。しかし、経過年数が進むにつれて、腐食、摩耗等が加速度的に進行し、故障が頻発するなど施設全般の性能が低下していくことが想定される。また、電気・計装設備関係や一部の機器類は、10～15 年を経過すると製造中止により部品の入手が困難になるなどメンテナンス対応ができない状況が発生する。したがって、今後は整備箇所、整備範囲が増え、補修整備費の増加が予想される。突発的なトラブルによりごみ処理に影響が及ばないように、予防保全的な見地にたって一層計画的に施設整備を行っていく必要がある。

※精密機能検査報告書（平成 22 年 3 月）より抜粋

#### (4) 中間処理実績

##### ① 焼却処理実績

秩父クリーンセンター処理実績は、表 3-1-17 に示すとおりです。焼却処理の残渣率は平成 17～21 年度平均で 9.7% です。

表 3-1-17 秩父クリーンセンター処理実績

|                | 17 年度  | 18 年度  | 19 年度  | 20 年度  | 21 年度  |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 焼却処理量 (t / 年)  | 30,337 | 30,883 | 30,118 | 29,517 | 28,762 |
| 稼働日数 (日 / 年)   | 352    | 354    | 355    | 347    | 357    |
| 日平均処理量 (t / 日) | 86.2   | 87.2   | 84.8   | 85.1   | 80.6   |
| 灰排出量 (t / 年)   | 2,755  | 2,926  | 3,026  | 2,872  | 2,906  |
| 残渣率 (%)        | 9.1    | 9.5    | 10.0   | 9.7    | 10.1   |

$$\text{残渣率 (\%)} = \text{灰排出量} \div \text{焼却処理量} \times 100$$

##### ② 不燃・資源ごみ処理実績

秩父環境衛生センター処理実績は、表 3-1-18 に示すとおりです。

表 3-1-18 秩父環境衛生センター処理実績

単位：t / 年

|      |      | 17 年度 | 18 年度 | 19 年度 | 20 年度 | 21 年度 |
|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 搬入量  |      | 8,816 | 8,849 | 8,273 | 7,750 | 7,151 |
| 選別内訳 | 資源化物 | 6,901 | 6,895 | 6,697 | 6,332 | 5,826 |
|      | 可燃残渣 | 772   | 869   | 824   | 807   | 635   |
|      | 不燃残渣 | 1,114 | 1,066 | 1,006 | 964   | 901   |

※搬入量は、収集不燃ごみ、収集資源ごみ、直接搬入不燃ごみの合計

## 6. 最終処分の現状

### (1) 最終処分場の概要

最終処分場の概要を、表 3-1-19 に示します。

表 3-1-19 最終処分場の概要

|           |         |                                          |
|-----------|---------|------------------------------------------|
| 施 設 名 称   |         | 秩父環境衛生センター                               |
| 所 在 地     |         | 埼玉県秩父市山田 1100 番地                         |
| 稼 働 年 月   |         | 平成 2 年 3 月                               |
| 建 設 費     |         | 763, 213 千円                              |
| 施 設 規 模 等 | 埋 立 方 式 | サンドイッチ方式                                 |
|           | 埋 立 期 間 | 平成 2 年 4 月～平成 32 年 3 月                   |
|           | 埋 立 面 積 | 23, 100 m <sup>2</sup>                   |
|           | 埋立可能容量  | 189, 000 m <sup>3</sup>                  |
|           | 残 余 容 量 | 85, 176 m <sup>3</sup> （平成 22 年 10 月末現在） |
|           | 浸出水処理能力 | 80 m <sup>3</sup> ／日                     |
|           | 浸出水処理方式 | 回転円板方式＋高度処理                              |
| 埋 立 量     |         | 平成 21 年度 埋立処分 901 t                      |

### (2) 最終処分実績

最終処分実績を表 3-1-20 に示します。平成 18 年度までは焼却処理施設の秩父クリーンセンターから排出される焼却灰の一部を埼玉県環境整備センターにて委託処分していましたが、平成 19 年度以降は全量を資源化し、埋立処分は破碎・選別処理後の不燃残渣のみです。

これにより、総ごみ発生量に対する最終処分率は平成 21 年度で 2.4%であり、平成 20 年度時点で全国平均の 11.5%（「日本の廃棄物処理」平成 20 年度版（環境省））を大きく下回っています。

表 3-1-20 最終処分実績

単位：t／年

|                 | 17 年度  | 18 年度  | 19 年度  | 20 年度  | 21 年度  |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 焼却残渣（焼却灰）       | 1,662  | 1,767  | -      | -      | -      |
| 破 砕 ・ 選 別 残 渣   | 1,114  | 1,066  | 1,006  | 964    | 901    |
| 計               | 2,776  | 2,833  | 1,006  | 964    | 901    |
| 総 ご み 発 生 量     | 40,714 | 41,841 | 40,419 | 39,257 | 38,018 |
| 最 終 処 分 率 （ % ） | 6.8    | 6.8    | 2.5    | 2.5    | 2.4    |

$$\text{最終処分率（\%）} = \text{最終処分量計} \div \text{総ごみ発生量} \times 100$$

## 7. ごみ処理費用の実績

平成 21 年度にごみ処理に要した経費は総額 1,018,533 千円（公債費を除く）でした。これは、ごみ 1 トン当たりでは年間 28,668 円、住民一人あたりでは 9,093 円となります。

表 3-1-21 ごみ処理経費

単位：千円

|                   | H17       | H18       | H19       | H20       | H21       |
|-------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 用 役 費             | 197,984   | 214,574   | 216,515   | 249,699   | 203,327   |
| そ の 他 の 経 費       | 617,614   | 596,275   | 592,805   | 580,719   | 598,428   |
| 廃 棄 物 収 集 費       | 217,566   | 228,265   | 228,267   | 228,188   | 216,778   |
| 合計                | 1,033,164 | 1,039,114 | 1,037,587 | 1,058,606 | 1,018,533 |
| ごみ 1 t 当たり<br>(円) | 26,696    | 26,515    | 27,385    | 28,804    | 28,668    |
| 一人あたり (円)         | 8,827     | 8,984     | 9,065     | 9,350     | 9,093     |

## 8. ごみ処理システムの評価

### (1) 分別収集区分の評価

現在、7 分別 11 種に区分して収集が実施されています。

「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 20 年 6 月）に示されている標準的な分別収集区分の類型に照らすと、類型Ⅰの分別区分にほぼ該当し、資源回収する容器包装のうちプラスチック製容器包装の分別収集が未分別であるため、類型Ⅱの達成直前という状態にあります。

さらに生ごみや剪定枝、廃食用油などのバイオマス系ごみの資源化をすることによって類型Ⅲに到達します。

表 3-1-2 2 標準的な分別区分と組合の現状

| 類型  | 標準的な分別収集区分                        |                 | 秩父広域市町村圏組合の現状 |                 |
|-----|-----------------------------------|-----------------|---------------|-----------------|
|     |                                   |                 | 分別の有無         | 分別品目            |
| 類型Ⅰ | ①資源回収する容器包装                       | ①-1 アルミ缶・スチール缶  | ○             |                 |
|     |                                   | ①-2 ガラスびん       | ○             |                 |
|     |                                   | ①-3 ペットボトル      | ○             |                 |
|     | ②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ(集団回収によるものを含む) |                 | ○             |                 |
|     | ④燃やすごみ(廃プラスチック類を含む)               |                 | ○             |                 |
|     | ⑤燃やさないごみ                          |                 | ○             |                 |
|     | ⑥その他専用の処理のために分別するごみ               |                 | ○             |                 |
|     | ⑦粗大ごみ                             |                 | △             |                 |
| 類型Ⅱ | ①資源回収する容器包装                       | ①-1 アルミ缶・スチール缶  | ○             | カン・ビン           |
|     |                                   | ①-2 ガラスびん       | ○             | (カン・ビン)         |
|     |                                   | ①-3 ペットボトル      | ○             | ペットボトル          |
|     |                                   | ①-4 プラスチック製容器包装 | ×             |                 |
|     |                                   | ①-5 紙製容器包装      | ○             | (紙・布)           |
|     | ②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ(集団回収によるものを含む) |                 | ○             | 紙・布             |
|     | ④燃やすごみ(廃プラスチック類を含む)               |                 | ○             | 可燃ごみ(プラスチック類含む) |
|     | ⑤燃やさないごみ                          |                 | ○             | 不燃ごみ            |
| 類型Ⅲ | ①資源回収する容器包装                       | ①-1 アルミ缶・スチール缶  |               |                 |
|     |                                   | ①-2 ガラスびん       |               |                 |
|     |                                   | ①-3 ペットボトル      |               |                 |
|     |                                   | ①-4 プラスチック製容器包装 | ×             |                 |
|     |                                   | ①-5 紙製容器包装      |               |                 |
|     | ②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ(集団回収によるものを含む) |                 |               |                 |
|     | ③資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス            |                 | ×             | 秩父市において一部実施     |
|     | ④燃やすごみ(廃プラスチック類を含む)               |                 |               |                 |
|     | ⑤燃やさないごみ                          |                 |               |                 |
|     | ⑥その他専用の処理のために分別するごみ               |                 |               |                 |
|     | ⑦粗大ごみ                             |                 |               |                 |

○：分別収集実施、△：分別品目にはないが受入れ、×：未分別

## (2) 循環的利用と処分方法の評価

現在、焼却処理により得られる熱エネルギーは、蒸気利用による暖房・給湯用に有効利用をしています。

「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 20 年 6 月）に示されている適正な循環的利用・適正処分の方法に照らすと、現在実施されている分別品目については、ほぼ適正な循環的利用と適正な処分方法がとられています。

なお、粗大ごみの修理による再使用が取組まれていません。

表 3-1-2 3 適正な循環的利用・適正処分の方法（●は本組合対応済み）

| 分別収集区分              |                                | 適正な循環的利用・適正処分の方法                                                                                                                                             |                  |                                                                                                                                | 秩父広域市町村圏組合の<br>処理・処分                                                          |       |
|---------------------|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|-------|
| ①資源回収する容器包装         | ①－１<br>アルミ缶・スチール缶              | 素材別に排出源で分別するか、又は、一部の区分について混合収集し、収集後に選別する（ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意することが必要）こととなるため、分別の程度や混合収集するものの組み合わせに応じ、中間処理施設において異物の除去、種類別の選別を行い、種類に応じて圧縮又は梱包を行う。 |                  | ●アルミ・スチール缶の回収業者等への売却等による再生利用                                                                                                   | ●環境衛生センターで選別→リサイクル事業協同組合に売却→再商品化                                              |       |
|                     | ①－２<br>ガラスびん                   |                                                                                                                                                              |                  | ●資源化業者委託→再商品化                                                                                                                  |                                                                               |       |
|                     | ①－３<br>ペットボトル                  |                                                                                                                                                              |                  | ●ストックヤードで圧縮・梱包→指定法人に引き渡し                                                                                                       |                                                                               |       |
|                     | ①－４<br>プラスチック製容器包装             |                                                                                                                                                              |                  | 未分別                                                                                                                            |                                                                               |       |
|                     | ①－５<br>紙製容器包装                  |                                                                                                                                                              |                  |                                                                                                                                |                                                                               |       |
| ②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ |                                | 排出源で分別し、集団回収又は行政回収により集め、必要最小限度の異物除去、必要に応じて梱包等を行い、そのまま売却                                                                                                      |                  | ●回収業者等への売却等による再生利用<br>×除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分                                                                            | ●ストックヤードで圧縮・梱包→民間委託で資源化                                                       |       |
| ④燃やすごみ              | ストーカ方式等による従来型の焼却方式(灰溶融方式併設を含む) | 焼却灰                                                                                                                                                          | 最終処分場で適正処分       | ●焼却に当たっては回収した熱をエネルギーとしてできる限り利用することを基本とする。エネルギー利用は、発電及び蒸気又は温水による熱供給（発電と熱供給の組合せを含む）をできるだけ行うこととする。                                | ●彩の国資源循環工場→灰溶融→再商品化<br>●太平洋セメント→セメント原料化                                       |       |
|                     |                                |                                                                                                                                                              | ●灰溶融しスラグ化        |                                                                                                                                |                                                                               |       |
|                     |                                | ばいじん                                                                                                                                                         | 薬剤等により安定化処理し最終処分 |                                                                                                                                |                                                                               | ●金属回収 |
|                     |                                |                                                                                                                                                              | ●セメント原料化<br>山元還元 |                                                                                                                                |                                                                               |       |
| ⑤燃やさないごみ            |                                | 金属等の回収、燃やせる残さの選別、かさばるものの減容等の中間処理                                                                                                                             |                  | ●金属等の回収業者等への売却等による再生利用<br>●除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分                                                                        | ●金属等の回収<br>●不燃残渣→埋立処分                                                         |       |
| ⑥その他専用の処理のために分別するごみ |                                | 性状に見合った処理及び保管                                                                                                                                                |                  | ●乾電池は、一時貯留→委託処理（製錬事業者）で資源化<br>●ライターは、金属・プラスチックに分解後、金属は資源化、プラスチックはクリーンセンターで焼却<br>●蛍光管・電球は、一時保管後、資源化業者へ引き渡し、ガラス・金属・プラスチックに分解後資源化 |                                                                               |       |
| ⑦粗大ごみ               |                                | 修理等による再使用、金属等の回収、燃やせる残さの選別、かさばるものの減容等の中間処理                                                                                                                   |                  | ×修理等して再使用<br>●金属等の回収業者等への売却等による再生利用<br>●除去した異物について、熱回収施設又は最終処分場で適正処分                                                           | ●環境衛生センターで解体・選別→金属類・不燃残渣はリサイクルセンターで選別→金属類は資源物として売却、不燃残渣は埋立処分、可燃残渣はクリーンセンターで焼却 |       |

## 第2節 ごみ処理の基本方針

---

### 1. 基本理念

---

住民、事業者、構成市町と一体となって、清潔で快適な住み良い生活環境を維持するとともに、ごみ処理による環境負荷の低減を図り、低炭素社会及び循環型社会の形成を推進し、持続可能な社会の構築に努めます。

### 2. 基本方針

---

基本理念に基づき、次に掲げる基本方針に沿って本圏域におけるごみ処理に関する諸施策を展開していきます。

#### 基本方針

- ①住民、事業者、構成市町との連携
- ②資源循環利用の促進
- ③環境負荷の低減

#### ①住民、事業者、市町との連携

ごみの発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）を推進するためには、住民・事業者の協力が不可欠です。構成市町と連携し、住民・事業者に対して積極的な啓発を行います。

#### ②資源循環利用の促進

分別収集の徹底によるリサイクルの推進はもとより、可燃ごみからのエネルギー回収、中間処理残渣の資源化など、利用可能なエネルギーや資源物を回収し、資源の循環利用に資するシステムを確立します。

#### ③環境負荷の低減

周辺環境に十分配慮したごみ処理に努め、生活環境への負荷を低減するとともに、温室効果ガスの削減に努め、地球温暖化防止に寄与するごみ処理システムを構築します。

また、現有施設の適切な運転管理と計画的な維持管理により、施設の長寿命化に努めます。



### 第3節 ごみの減量・資源化目標

---

#### 1. ごみの減量・資源化目標

---

循環型社会の形成を推進するため、ごみの発生を抑制し、発生したごみは可能な限り再生利用していくことが求められます。そこで、本圏域におけるごみの減量化等の目標を以下のように定めます。

##### ◆ごみ発生量の削減目標

H28 年度の総ごみ発生量を H21 年度に対して、

**1 3 %** 程度削減

※ 総ごみ発生量 = 家庭系ごみ量 + 事業系ごみ量 + 集団回収量

##### ◆リサイクル率の目標

H28 年度のリサイクル率を、

**3 0 %** 程度確保

※リサイクル率 = 総資源化量 ÷ 総ごみ発生量 × 100

## 2. 将来の予測ごみ量

平成 18 年度以降、経済情勢等の影響もあり総ごみ発生量は減少傾向にありますが、その減少率は鈍化しています。現状のまま推移したと仮定した場合、平成 28 年度の総ごみ発生量は 35,722 t と予測します。住民・事業者の協力のもと上記の削減目標が達成された場合は、現状のまま推移した場合より約 3,000 t 少ない 32,933 t となります。

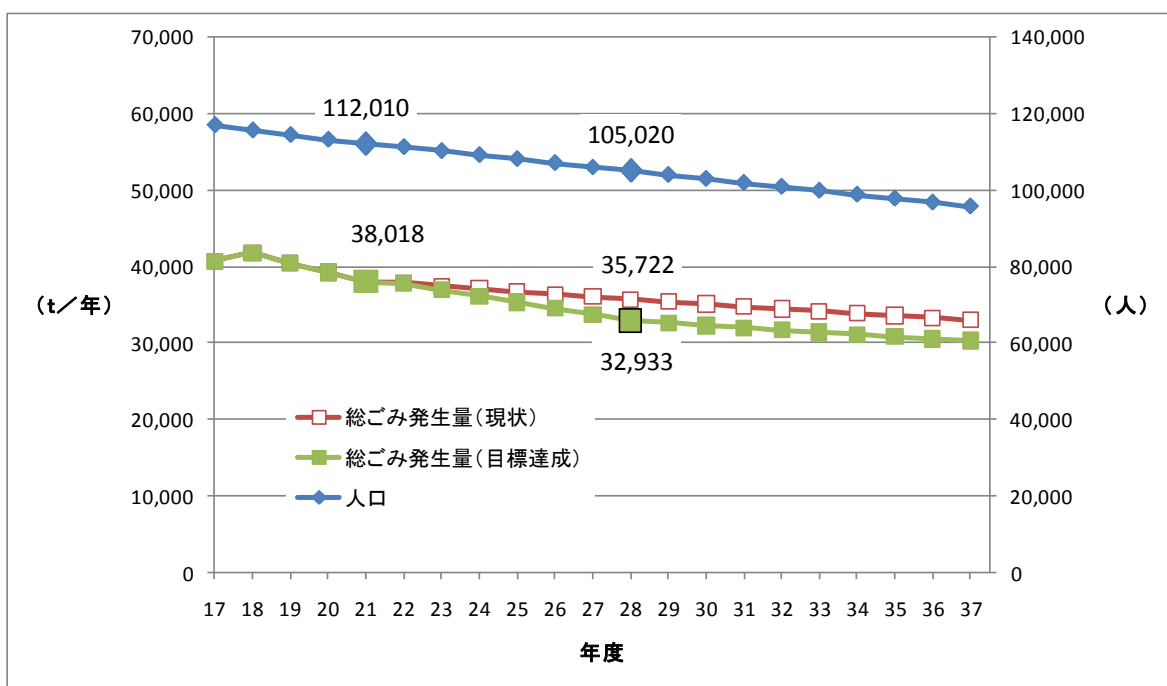


図 3-3-1 現状推移と目標達成後のごみ排出量

## 第4節 発生抑制・排出抑制計画

### 1. 計画目標

ごみ処理による環境負荷を低減するために、住民・事業者の協力のもとに排出源での排出抑制を推進し、処理を必要とするごみの減量化に努めます。

また、排出源での資源ごみの分別を徹底するとともに、中間処理においても資源化の徹底を図ります。

### 2. 組合主体の施策

#### (1) 家庭系指定ごみ袋料金の見直し

平成8年7月から指定ごみ袋制度を導入したことにより、ごみの減量化・資源化に一定の成果が得られています。住民の減量努力に応え、また負担の軽減を図るため、指定ごみ袋に係る廃棄物手数料の引き下げを平成23年度より実施します。なお、手数料引き下げに伴ってごみ量が増大することのないように、市町と連携して住民への啓発を徹底します。

表 3-4-1 今後の指定ごみ袋

| 種 類       | 平成 17 年 7 月                                                      | 平成 23 年 4 月                                    |
|-----------|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 可 燃 ご み   | 小型袋 15 $\frac{\text{リットル}}{\text{トール}}$ = 20 円                   | 小型袋 15 $\frac{\text{リットル}}{\text{トール}}$ = 15 円 |
| 不 燃 ご み   | 中型袋 20 $\frac{\text{リットル}}{\text{トール}}$ = 35 円                   | 中型袋 20 $\frac{\text{リットル}}{\text{トール}}$ = 20 円 |
|           | 大型袋 35 $\frac{\text{リットル}}{\text{トール}}$ = 50 円                   | 大型袋 35 $\frac{\text{リットル}}{\text{トール}}$ = 35 円 |
| 事 業 系 ご み | 可燃袋・不燃袋 60 $\frac{\text{リットル}}{\text{トール}}$ = 110 円（定額月 2,000 円） |                                                |
| 資 源 ご み   | 無料                                                               |                                                |

#### (2) 事業者に対する減量指導

事業系ごみの減量化への取組みを明確に位置づけ、排出抑制対策を講ずるものとします。以下に示す施策の推進により、減量化のための指導を強化します。

- ・ 事業系ごみの処理手数料の見直し
- ・ 資源ごみ分別の徹底指導
- ・ 再資源化業者への誘導
- ・ 搬入検査の強化
- ・ 圏域外からの持ち込み監視
- ・ 多量発生事業所等に処理計画策定の指導

### (3) 啓発活動の充実

---

住民及び各団体、生徒、児童などの施設見学者に対しての減量化、ごみの分別排出の徹底について、より一層の協力を要請していくものとします。

また、引き続き小学生を対象とした標語募集や副読本の作成などを市町、学校等と連携して取組めます。

### (4) 中間処理施設での再資源化

---

焼却処理残渣の全量資源化、不燃・粗大ごみ処理における資源物回収など、資源化率の向上を図るためのごみ処理システムの継続に努めます。

### (5) 廃棄物減量等推進審議会等

---

一般廃棄物の減量等を審議する廃棄物等減量等推進審議会の活用及び、構成市町の行政区、環境衛生推進委員等との連携により、資源の集団回収やごみの分別等への積極的取り組みを図っていきます。

---

## 3. 構成市町主体の施策

---

### (1) 集団回収の推進

---

全ての構成市町では、ごみの排出抑制及び再資源化を図るため、育成会、婦人会、老人クラブ等住民団体が主体となって取組んでいる資源回収に対し報償金の交付を行っています。今後も支援制度を継続するとともに、住民に対して、より一層の協力を呼びかけていきます。

### (2) 生ごみ処理容器等の助成を継続

---

横瀬町、皆野町、長瀬町（秩父市は22年度から補助を廃止）では、生ごみ処理容器等の購入に際して補助を行っています。今後も支援制度を継続するとともに、住民に対して、より一層の協力を呼びかけていきます。

---

## 4. 住民、事業者の役割

---

### (1) 住民の役割

---

住民はごみの減量、資源化の推進、適正な処理に関し、次の事項に積極的に参加、協力するものとします。

- ・「もったいない」のところで、ものを大切にし、長く使うための努力
- ・再生品の使用促進、使い捨て品の使用抑制等
- ・集団回収の促進
- ・分別排出への協力
- ・教育、啓発活動への参画

### (2) 事業者の役割

---

事業者は、その事業活動に伴って生じるごみの排出抑制、再生利用等に努めるとともに、「容器包装リサイクル法」「食品リサイクル法」等の各種リサイクル法に基づき、ごみの減量、資源化の推進に向けて、次の事項に積極的に取り組むものとします。

- ・過剰包装の抑制
- ・流通包装廃棄物、その他資源ごみ分別収集への協力
- ・使い捨て容器の使用抑制と製造事業者による自主回収、資源化の推進
- ・再生品の使用促進

## 5. 排出抑制の予測

減量化目標を達成した場合の将来の集団回収・資源ごみ量の予測結果を表3-4-2に示します。

表3-4-2 排出抑制・再資源化予測（目標達成の場合）

|                                |                                | 実績       | 予測       |          |
|--------------------------------|--------------------------------|----------|----------|----------|
|                                |                                | 平成 21 年度 | 平成 28 年度 | 平成 37 年度 |
| 集団回収量<br>(t/年)                 | 秩父市 (t/年)                      | 2,490    | 2,336    | 2,136    |
|                                | 横瀬町 (t/年)                      | 194      | 181      | 165      |
|                                | 皆野町 (t/年)                      | 191      | 176      | 159      |
|                                | 長瀬町 (t/年)                      | 65       | 61       | 56       |
|                                | 小鹿野町 (t/年)                     | 122      | 114      | 101      |
|                                | 資源ごみ量 (t/年)                    | 4,529    | 4,047    | 3,570    |
| 資源ごみ量<br>(t/年)                 | 秩父市 (t/年)                      | 2,659    | 2,388    | 2,089    |
|                                | 横瀬町 (t/年)                      | 366      | 334      | 305      |
|                                | 皆野町 (t/年)                      | 494      | 450      | 401      |
|                                | 長瀬町 (t/年)                      | 378      | 336      | 302      |
|                                | 小鹿野町 (t/年)                     | 632      | 539      | 473      |
|                                | 中間処理後の資源化量<br>(資源ごみ量を含む) (t/年) | 8,732    | 7,440    | 6,806    |
| 中間処理後の資源化量<br>(資源ごみ量を含む) (t/年) | クリーンセンター (t/年)                 | 2,906    | 2,493    | 2,299    |
|                                | 環境衛生センター (t/年)                 | 5,826    | 4,947    | 4,507    |
| リサイクル率 (%)                     |                                | 29.5%    | 29.7%    | 29.5%    |

$$\text{リサイクル率 (\%)} = \frac{(\text{集団回収量} + \text{中間処理後の資源化量})}{\text{総ごみ発生量}} \times 100$$

## 第5節 収集・運搬計画

---

### 1. 計画目標

---

本圏域から排出されるごみを迅速かつ衛生的に収集・運搬し、清潔で快適な住みよい生活環境の維持に努めるとともに、分別収集の徹底を図り、資源循環型システムの推進を目指します。

### 2. 収集対象区域

---

現状のとおり、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町の全域を対象とします。

### 3. 分別収集区分

---

ごみの分別区分は、現状の7分別を継続するものとします。

なお、収集区分については、プラスチック製容器包装の資源化等を含め検討を行います。

### 4. 処理手数料

---

#### (1) 家庭系ごみ

---

平成8年度の指定ごみ袋制度導入により、目的としたごみの減量化と資源化の推進には一定の効果は見られています。制度導入後14年が経過しており、今後も減量化と資源化の効果が後退しないように留意ながら、平成23年度より住民負担の軽減も配慮して手数料の引き下げを実施します。

#### (2) 事業系ごみ

---

事業系ごみは、総排出量に占める割合が埼玉県の平均を大きく上回っています。事業者への資源化や減量化の指導を強化していくとともに、減量化の推進に大きな効果が期待できる処理手数料の見直しを検討します。

---

## 5. 収集・運搬方法

---

### (1) 実施主体

---

基本的には現状のとおり、本組合が実施主体となり、委託による収集・運搬を行っています。

### (2) 方式及び機材

---

収集・運搬方式及び機材は、ごみの分別に対応していくものとしませんが、基本的には現状のとおり、機械式圧縮・運搬車、トラックとします。

### (3) 収集方法

---

現状のとおり、家庭系ごみは基本的にステーション方式とします。

### (4) 収集頻度

---

当面のごみの収集頻度は現状のとおりとしますが、将来のごみ量の変動に応じて適宜検討していきます。

### (5) 収集時間帯

---

収集時間帯は、現状と同様とします。

---

## 6. 直接搬入ごみ

---

事業所から排出されるごみは、事業者が自ら処理することを基本としますが、可燃ごみ、不燃ごみについては現状のとおり自己搬入または許可業者による組合施設への搬入を受け入れます。

資源ごみについては再資源化業者を紹介するなど、分別の徹底による資源化の促進による減量化の指導を強化します。

そのほか、搬入検査の強化、圏域外からの持ち込みの監視、多量排出事業者への処理計画策定の指導などにより直接搬入ごみの減量化を図ります。



## 7. 収集・運搬、直接搬入ごみ量

ごみ発生量の削減目標が達成された場合の、収集・運搬、直接搬入ごみ量の予測結果を表3-5-1に示します。

表3-5-1 収集・運搬、直接搬入ごみ量の予測（目標達成の場合）

|                 | 実績     | 予測     |        |
|-----------------|--------|--------|--------|
|                 | 平成21年度 | 平成28年度 | 平成37年度 |
| 収集ごみ量 計 (t/年)   | 23,794 | 21,661 | 19,221 |
| 可燃ごみ量 (t/年)     | 18,105 | 16,543 | 14,658 |
| 不燃ごみ量 (t/年)     | 1,160  | 1,071  | 993    |
| 資源ごみ量 (t/年)     | 4,529  | 4,047  | 3,570  |
| 直接搬入ごみ量 計 (t/年) | 11,734 | 8,936  | 8,936  |
| 可燃ごみ量 (t/年)     | 10,272 | 7,803  | 7,803  |
| 不燃ごみ量 (t/年)     | 1,462  | 1,133  | 1,133  |
| 処理対象ごみ量合計 (t/年) | 35,528 | 30,597 | 28,157 |

## 第6節 中間処理計画

### 1. 計画目標

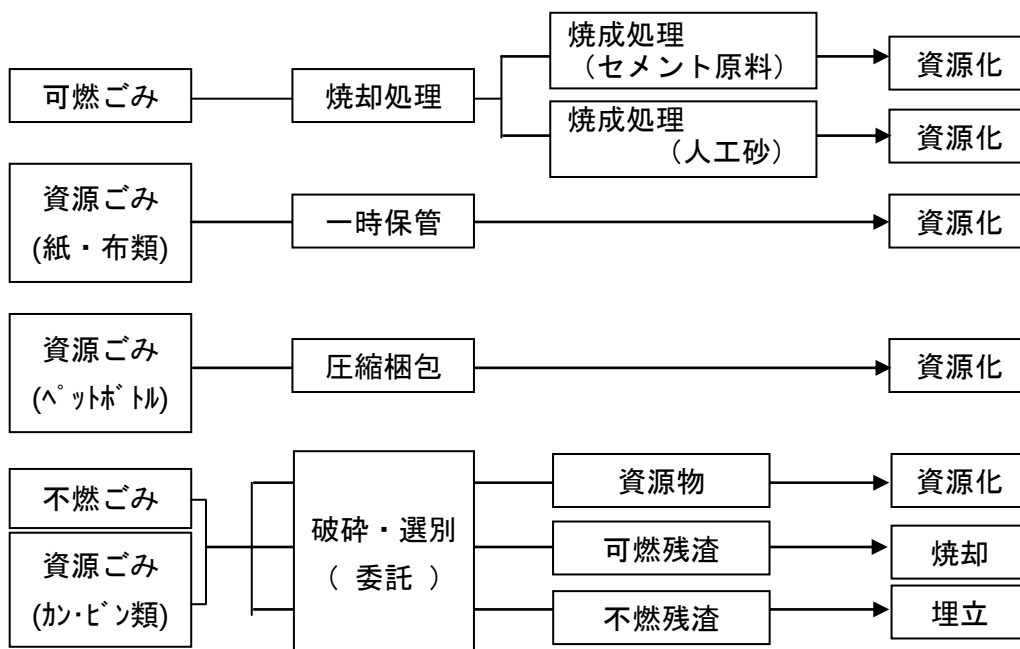
本圏域から排出されるごみを適正に、また安定的に処理するとともに、積極的なエネルギー回収、CO<sub>2</sub>削減などに取り組み、環境負荷の少ないごみ処理に努めます。また、計画的に適切な施設の維持管理に努め、現有施設の延命化を図ります。

### 2. 中間処理方法

可燃ごみは、焼却処理施設で焼却処理を行います。資源ごみのうち、紙・布類は一時保管したのち資源化業者により資源化、ペットボトルは圧縮梱包施設で圧縮梱包したのち、資源化業者による資源化をします。

不燃ごみ、資源ごみ（カン・ビン類）は破碎・選別等の処理を委託し、可燃残渣は焼却処理、不燃残渣は埋立て処理をします。

可燃ごみの焼却残渣は現状の全量資源化を継続し、埋立処分量の最小化に努めます。また、熱回収（発電）を積極的に行い、二酸化炭素の削減に努めます。



### 3. 中間処理施設の整備計画

本施設は竣工後 13 年目を迎えていますが、現状では、施設全般の状況は比較的良好です。しかし、経過年数が進むにつれて、腐食、摩耗等が加速度的に進行し、故障が頻発するなど施設全般の性能が低下していくことが想定されます。

突発的なトラブルによりごみ処理に影響が及ばないように、予防保全的な見地にたって計画的に施設整備を行っていく必要があります。

処理能力、処理機能に関して特に改善を要する事項は精密機能検査においても指摘されていないため、経済的観点から現有施設の適切な基幹的設備の更新を含めた維持補修を平成 23 年度から平成 27 年度にかけて実施し、施設の延命化に取り組めます。

基幹的設備の改良に際しては、現状を維持するのみにとどまらず、積極的なエネルギー回収や二酸化炭素削減など、社会の要請に配慮した施設への進化も検討します。また、今後については、民間施設の有効活用による処理体制の整備も検討していきます。

表 3-6-1 基幹的設備改良工事のスケジュール例

| 23 年度                                       | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 |
|---------------------------------------------|-------|-------|-------|-------|
|                                             |       |       |       |       |
| <p>長寿命化計画</p> <p>基本設計等</p> <p>基幹的設備改良工事</p> |       |       |       |       |

#### 4. 中間処理対象ごみ量

ごみ発生量の削減目標、リサイクル率目標が達成された場合の、焼却処理施設及び資源化処理施設の処理対象ごみ量の予測結果を表3-6-2に示します。

表3-6-2 中間処理対象ごみ量予測（目標達成の場合）

単位：t／年

|                   | 実績       | 予測       |          |
|-------------------|----------|----------|----------|
|                   | 平成 21 年度 | 平成 28 年度 | 平成 37 年度 |
| 焼却施設受入量           | 29,012   | 24,885   | 22,952   |
| 収 集 可 燃 ご み       | 18,105   | 16,543   | 14,658   |
| 直 接 搬 入 可 燃 ご み   | 10,272   | 7,803    | 7,803    |
| 中 間 処 理 後 可 燃 残 渣 | 635      | 539      | 491      |
| 焼却残渣量（全量資源化）      | 2,906    | 2,493    | 2,299    |
|                   | 実績       | 予測       |          |
|                   | 平成 21 年度 | 平成 28 年度 | 平成 37 年度 |
| 資源処理対象量           | 7,151    | 6,251    | 5,696    |
| 収 集 不 燃 ご み       | 1,160    | 1,071    | 993      |
| 収 集 資 源 ご み       | 4,529    | 4,047    | 3,570    |
| 直 接 搬 入 不 燃 ご み   | 1,462    | 1,133    | 1,133    |
| 資 源 物             | 5,826    | 4,947    | 4,507    |
| 可燃残渣（焼却処理）        | 635      | 539      | 491      |
| 不燃残渣（埋立処分）        | 901      | 765      | 697      |
| 中間処理後の資源化量合計      | 8,732    | 7,440    | 6,806    |

## 第7節 最終処分計画

---

### 1. 計画目標

---

中間処理後の残渣は、周辺環境へ負荷を与えないように適正に処分する必要があります。そのためには、永続的な最終処分場の確保と周辺環境に影響を与えることのないよう埋立施設の適正な管理・運営に努めます。

また、中間処理施設でのより一層の減量化、減容化を図るとともに、処理残渣の資源化に努め、最終処分場の延命化に努めます。

### 2. 最終処分方法

---

現状どおり、埋立処分とします。

### 3. 最終処分対象物

---

埋立対象物は、原則として秩父環境衛生センターにおいて破碎処理し、資源物及び可燃物を選別した後の不燃残渣のみとします。

### 4. 最終処分場の延命化

---

最終処分場の延命化対策としては、現状で実施している焼却残渣の全量資源化の継続に努めます。さらに中間処理施設でのより一層の減量化、減容化を図るとともに、排出段階での資源化・減量化の推進及び資源ごみ分別の徹底を住民に働きかけていくことにより、処理対象となるごみそのものの削減等の目標達成に努めるとともに、埋立期間の延長も含め検討します。

## 5. 最終処分量

ごみ発生量の削減目標、リサイクル率目標が達成された場合の、最終処分量の予測結果を表 3-7-1 に示します。

表 3-7-1 最終処分量の予測（目標達成の場合）

|                            | 実績       | 予測       |          |
|----------------------------|----------|----------|----------|
|                            | 平成 21 年度 | 平成 28 年度 | 平成 37 年度 |
| 埋立対象量<br>環境衛生センター不燃残渣（t／日） | 2.5      | 2.1      | 1.9      |
| 年間最終処分量（t／年）               | 901      | 765      | 697      |
| 最終処分量 累積（t）                | 73,843   | 79,536   | 86,072   |

最終処分対象量（t／日）： 年間最終処分量（t／年）の 365 日平均

## 第8節 その他の廃棄物対策

---

### 1. 在宅医療廃棄物に関する対策

---

高齢化社会を迎え一般家庭での在宅医療が普及したことに伴い、一般家庭から医療廃棄物の排出が見込まれます。これらの在宅医療に伴って発生する廃棄物の適正処理に関しては、地域の医療機関等と連携しながら処理を行います。

### 2. 不適正処理対策

---

廃棄物の野外等での焼却など不適正処理を防止することは、良好な生活環境の維持や環境への負荷を低減するために重要です。廃棄物の野外等での不適正な焼却などが法律（廃棄物処理法第 16 条の 2）によって原則禁止されていることについて、構成市町との連携を図りながら住民や事業者に対する周知を徹底し、不適正処理の防止と良好な生活環境の保全に努めます。

### 3. 不法投棄対策

---

不法投棄の早期発見、防止を図るため、監視員によるパトロールやマナー向上のための啓発活動等を強化するとともに、県担当部署、市町、警察等で構成する「秩父地域不法投棄対策会議」を活用し、不法投棄の防止に努めます。また、ボランティアによるクリーンアップへの支援を充実し、住民参加による不法投棄対策を推進します。

なお、観光客による空き缶等の散乱を防止し、地域の環境美化及び資源の再利用促進を目的に、長瀨町で空き缶回収機による散乱防止の取組みを継続します。

### 4. 災害時の廃棄物処理対策

---

災害時の一般廃棄物処理を円滑に実施するための相互支援について、埼玉県清掃行政研究協議会で定めている「災害廃棄物等の処理に関する相互支援要綱」及び、埼玉県一般廃棄物連合会との間で締結している「災害廃棄物等の処理の協力に関する協定」を踏まえ、地震等の災害発生時には周辺地域及び埼玉県との連携体制に基づき迅速で安全な廃棄物処理に努めます。

## 第9節 計画の進行管理

### 1. 計画の進行管理

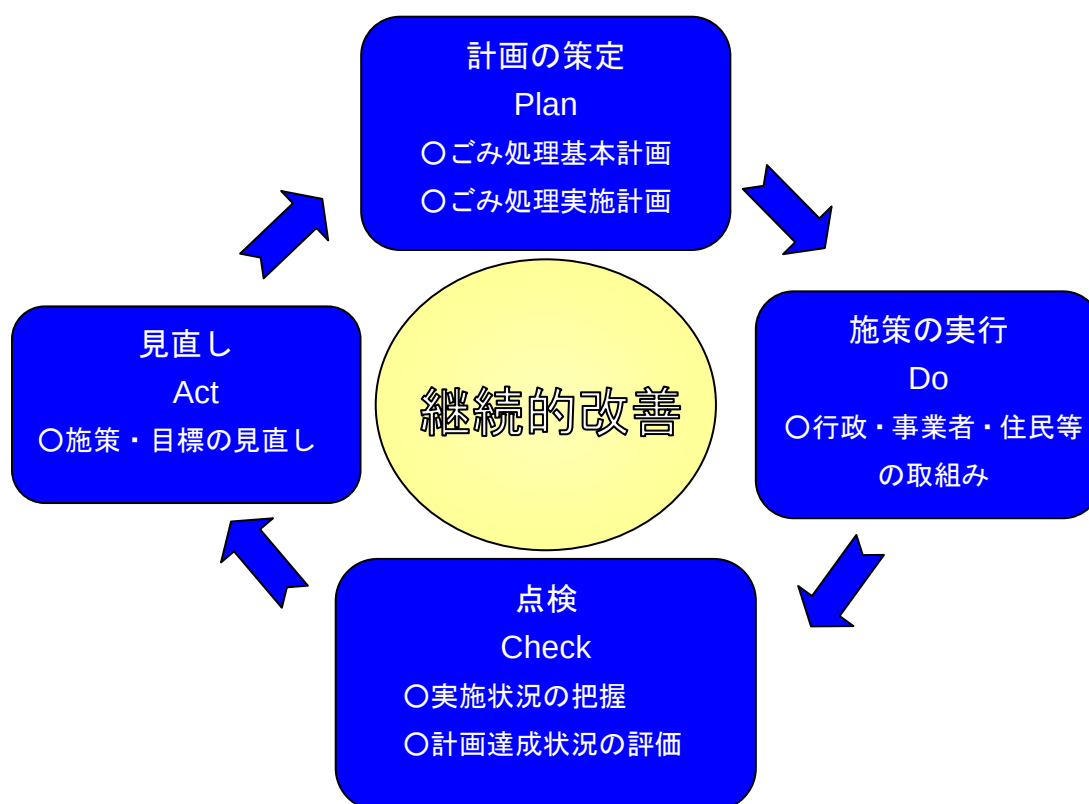
計画の進行に当たっては、行政だけでなく事業者・住民等が一体となり、それぞれの役割のもとに進めていくことが重要であり、実効性を高めるため各施策の実施状況や目標の達成状況の確認など、計画の進行管理が重要です。

個々の計画が効率的かつ効果的な成果となるよう、年度ごとに着実な進行管理を行います。

### 2. 進行管理の手法

ごみ減量等目標値を達成していくためには、取組みの状況や目標値の達成状況などを定期的にチェック・評価し、施策の改善を行っていくことが重要です。この考えに基づき、本計画は、Plan(計画)、Do(施策の実行)、Check(点検)、Act(見直し)のPDCAサイクルにより、継続的改善を図っていきます。

また、各施策を検証し、効率的・経済的な施策の実施を行っていきます。





---

### 3. 評価の方法

---

#### (1) ごみ処理実施計画における各年評価

---

毎年策定するごみ処理実施計画において、当該年度の実績を整理するとともに本計画に掲げた施策、排出量予測等と比較検討し、本計画の進捗状況の把握を行います。

#### (2) 中間目標年における目標達成評価

---

本計画では、平成 28 年度を中間目標年として総ごみ発生量の削減目標、リサイクル率の目標を定めています。この目標値の達成状況から本計画の進捗状況の確認を行い、その結果をもとに目標値や施策の見直しを行います。

---

### 4. 計画の見直し

---

目標や施策の進捗状況を総括するとともに、ごみ処理を取り巻く社会情勢の変化や新たなごみ処理問題などに対応するため、計画期間内であっても必要に応じて計画の見直しを行います。